

## 平成22年度青梅市消防団ポンプ操法訓練審査会実施要領

### 1 目的

消防団員の平素の訓練意欲と士気高揚に努め、火災防御の基本である操法技能の向上および団員の自覚と資質の向上を図ることを目的とする。

### 2 日時

平成22年6月13日（日）午前8時

### 3 場所

青梅市交通公園 青梅市大門3丁目14番地の3

### 4 出場隊および進行予定

(1) 消防ポンプ車の部 18隊（午前13隊、7隊で休憩、午後5隊）

(2) 可搬式ポンプの部 19隊（午前14隊、4隊・休憩・4隊・休憩・3隊・休憩・3隊、午後5隊）

※1隊目及び休憩後（午後含む）の最初の隊の開始時刻を、当日進行予定表に記す。また、進行上生じた誤差は、休憩時間をもって修正する。

### 5 表彰

表彰は、別紙のとおりとする。

### 6 服装等

(1) 盛夏服、ヘルメット、ゴム長靴もしくは編上靴、手袋とする。

(2) 各部で用意するゼッケンを着用する。

(3) 盛夏服の胸元から、シャツ等が見えないようにし、ヘルメット・手袋は、色・物品を統一する事。（ヘルメットのライン等階級による差異は除く）

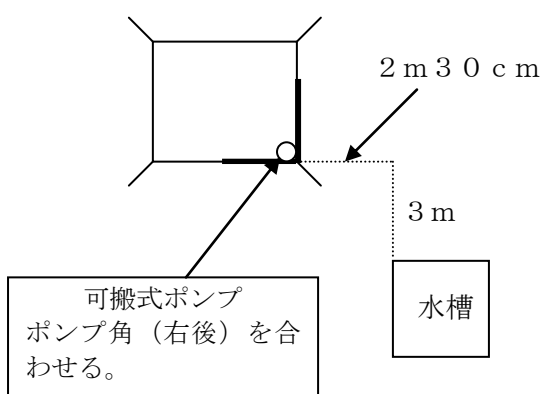
(4) ゼッケンの端末（左右端末）一箇所ずつ及び筒先の背負い紐は一箇所であればテープ留めしても良い。

### 7 資器材等

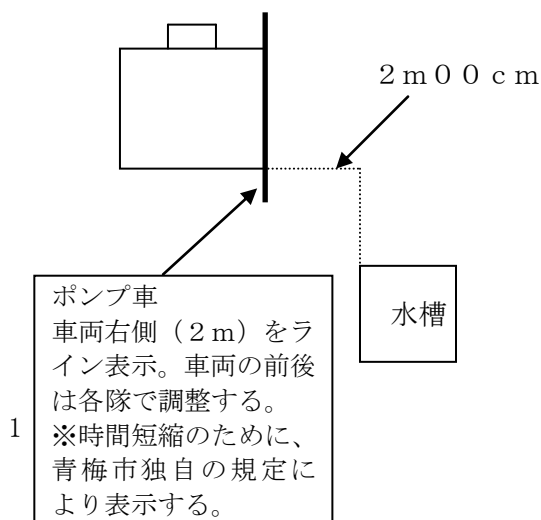
(1) 水利

水利は丸形仮設水槽とする。

可搬式ポンプの部

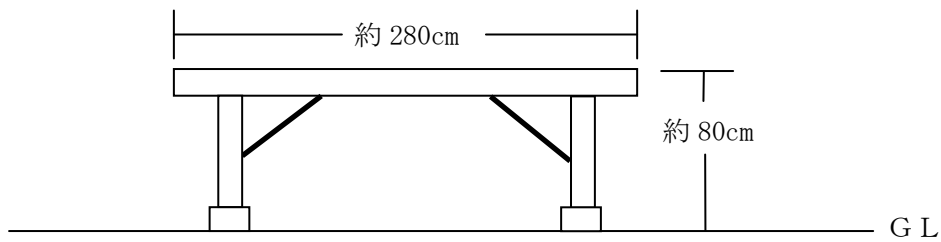


自動車ポンプの部



(2) 吸管架台

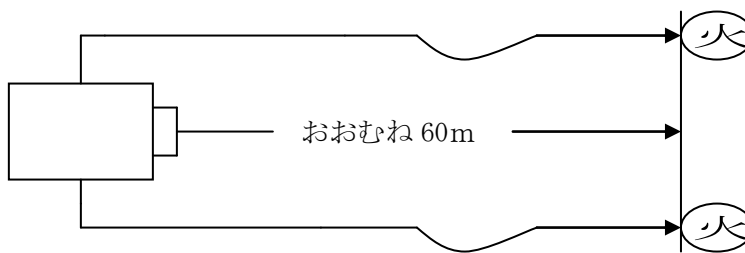
吸管架台は次のとおりとする。



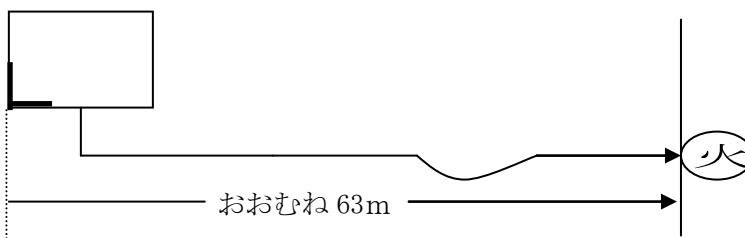
(3) 火点の標識

火点の標識は次のとおりとする。

- ◎ 自動車ポンプの部 (2 t 車と 4 t 車では車幅が異なるので、第 2 線延長の火点位置を 50 cm 広くとる。)



- ◎ 可搬式ポンプの部



(4) ホース

ホースは国家検定合格品で、1 本につき 20 メートル以上のものとする。  
(漏水のないもの)

(5) 吸 管

吸管は、出場隊に支給されているものを使用し、可搬式ポンプの吸管止めはバンド (市販のもの) とする。(可搬式ポンプの吸管は 6 メートルのものを使用し、市販のもので加工していないもの)

吸管に通常使用する以外に目印をつけることは禁止とする。

(6) 管そう

管そう筒先は可変式ノズルを使用し、操法開始前は完全に閉鎖しておくこと。

(7) とび口

とび口は常置場所（積載枠）に確実に積載する。

(8) その他

各資器材（ポンプ（車）を含む）は操法実施上の目印となるような加工、細工をしてはならない。

## 8 操法実施要領

操法は、東京都消防訓練所が定めた「消防団員教育訓練指導必携」に基づき、その他は「平成22年度青梅市消防団ポンプ操作訓練審査会実施要領」による。

(1) 出 場

係員の「出場」の合図により、指揮者は隊員をポンプ後方4メートルの待機線の位置に整列させ、整列休めで待機させる。

なお、待機線、集合線は表示しない。また、操法開始位置での点検は手直し程度とする。

(2) 審査員の合図

操法時における審査員の合図は次のとおりとする。

ア	「操法開始」	音声と白旗
イ	「第二線延長開始」	音声と白旗
ウ	「放水中止」	音声と赤旗
エ	「排水やめ」	音声
オ	「収納開始」	音声と赤旗

(3) 報告要領

ア 操法開始の報告

指揮者は、報告受領者に対し、次により行う。

審査総括の「操法開始」の合図により隊員を集合させ、「番号」をかけ、報告受領者の手前5メートルの報告位置に停止し、「挙手注目」の敬礼を行った後「第〇分団第〇部、ただ今から消防操法を開始します。」と報告し、「挙手注目」の敬礼を行い集合指揮位置へもどる。

イ 操法終了時の報告

指揮者は、点検報告を受けた後、報告受領者の手前5メートルに停止し、「挙手注目」の敬礼を行った後「第〇分団第〇部、消防操法を終了しました。」と報告し、「挙手注目」の敬礼を行い集合指揮位置へもどる。

※ 操法指揮者（報告受領者）の位置については、待機線よりおおむね25メートルとする。

ウ 報告受領者は、次のとおりとする。

消防ポンプ車の部	当該分団分団長
可搬式ポンプの部	当該分団副分団長

(4) 想 定

想定は次のとおりとする。

「火点は前方の標的、水利はポンプ（ポンプ車）右側後方水槽、手びろめによる二重巻きホース、1線延長」

(5) 伝達要領

ポンプ（車）前2メートルの位置（停止）から伝達する。ただし、可搬式ポンプ3番員、自動車ポンプ4番員が火点に向かって姿勢を正している場合は、ポンプ（車）前10メートル手前の位置（かけ足）から伝達出来るものとする。

(6) 送水圧力

送水圧力は0.4Mpaを超えないようにする。ただし、瞬間的に0.4Mpaを超えるのは減点しない。なお、筒先圧力は0.3Mpaとする。

ホースの屈曲、折れ曲がり等がない場合の送水圧力はスロットルを全開にしてもポンプ圧力は0.1～0.3Mpa程度しか上昇しない。スロットル操作を誤り、そのままの状態で放水が開始されると筒先圧力が1.0Mpaを超える恐れがあり重大な受傷危険要因となる。

(7) 収 納（経路については別図のとおり）

ア ホース収納

(ア) 1番員（2番員）が管そうを背負い余裕ホースを延ばすことなくはかま部を折り曲げたところまでとする。

(イ) 機関員は、第1（第2）放口の結合部をはずしホースを伸長しはかま部を折り曲げたところまでとする。

イ 吸管収納

吸管収納は行わない。ただし、可搬式ポンプの吸口覆管は3番員が閉めるものとする。

(8) 解 散

ア 可搬式ポンプ

指揮者の「わかれ」の後、「そのまま左向け左、目標待機位置、駆け足進め」により退場する。

イ 自動車ポンプ

指揮者の「わかれ」の後、「乗車」により指揮者乗車のうえ退場する。

※ 車両の退場は、そのまま前進して退場する。

(9) その他

ア 自動車ポンプ操法

(ア) 指揮者の「操作始め」の号令に基づき、4番員の「よし」でドアを開放し、各隊員は行動を開始する。

※ 指揮者の「操作始め」の号令時点では、サイドブレーキは引いた

状態とし、「操作始め」の号令後サイドブレーキを引く動作のみを行う。

- (イ) 真空ポンプクラッチを入れた状態にしておくことは認めない。
- (ウ) はしご搬送は行わない。
- (エ) はしごが諸動作に支障となる場合、事前にはずしてもよいこととする。
- (オ) 自動車ポンプ操法における放水中止は第1線（1番員）・第2線（2番員）同時にノズルを閉鎖する。
- (カ) ホースをサイドボックスに積載する車両については開放のみとし、閉鎖は「納め」までの間に4番員が行う。
- (キ) ホース・管そのの積載位置は、通常の場合とする。

#### イ 可搬式ポンプ操法

スロットルは、全閉状態で待機する。

スロットルに目印をつけることは禁止とする。

燃料コックは、定位から解散まで「開」のままとする。

#### ウ 共通事項

- (ア) 車両形式、緒元性能、吸管の長短等、積載器具の差異による審査上の配慮はしないものとする。
- (イ) 出場順位の変更は、突発的な理由により出場順位の変更の申出があった場合は、団幹部の協議により決定する。
- (ウ) 吸管補助者は吸管投入後（着水した時点）、吸管ストレーナー一部が浮き上がらないように、押さえてもよいものとする。  
なお、操法実施に関する他の補助動作は一切認めない。
- (エ) 車輪止め・オイルパン・ホース収納に関する要員を各部で決定し、補助させるものとする。
- (オ) 会場の関係上、余裕ホースが歩道・縁石に乗り上げるので、選手はホースに沿って走る場合でも、安全上、歩道・縁石には乗らないこととする。  
なお、火点側の余裕ホースの修正時は例外とする。

### 9 審査要領等

審査は東京都消防訓練所が定めた「消防団員教育訓練指導必携」によるものとし、その他は「平成22年度青梅市消防団ポンプ操作訓練審査会実施要領」による。

#### (1) 訓練審査官

青梅消防署員ほか

#### (2) 審査の重点

審査は、指揮者の指揮要領、各隊員の操作要領及び行動の全般において、次の事項を重点に審査する。

- ア 士気、規律の状況
- イ 迅速な行動
- ウ 確実な操作
- エ 消防用機械、器具の取扱技術とその愛護
- オ 安全管理

(2) 審査範囲

審査の範囲は、「操法開始」の合図から、指揮者が終了報告し、隊員が指揮者の「わかれ」の号令により一斉に指揮者に正対し「挙手注目」の敬礼を行い、元に復するまでとする。

(3) 基準タイム

可搬式ポンプ		5 5 秒
自動車ポンプ	第一線	6 0 秒
	第二線	6 5 秒

(4) 計時方法

ア 可搬式ポンプ

指揮者の「操作始め」の号令による、3番員の「よし」の合図から「し」から標的が倒れるまでを計時する。

イ 自動車ポンプ

第一線の計時は、「操作始め」の号令による4番員の「よし」の合図の「し」から標的が倒れるまでを計時する。

第二線は、指揮者の「第2線延長始め」の号令による1番員の「第二線延長始め」の復唱の「め」から標的が倒れるまでを計時する。

ウ 所要時間に対する配点

基準タイムを超えた場合は、1秒につき2点を減点する。(小数点以下の計時は四捨五入する)

なお、基準タイムより早い場合でも、加点は行わない。

(5) 採点の方法

ア 減点加算方式とする。

イ 総合審査

審査の重点に基づき、不確実な事項等について減点する。

ウ 番員別審査

「消防団員教育訓練必携」に基づき、不確実な事項等について減点する。

エ ポンプの諸元性能・機械器具の違いによる審査上の配慮は行わない。

(6) 順位の決定

ア 総減点の少ない隊を優位とする。

イ 同点の場合

- (ア) アの減点数が同じ場合は、「総合審査と番員別審査」の減点数の合計が少ない隊を優位とする。
- (イ) 前(ア)の減点数が同じ場合は、「総合審査」の減点数の少ない隊を優位とする。
- (ウ) 前(イ)の減点数が同じ場合は、指揮者の「動作・行動の部」の減点数の少ない隊を優位とする。
- (エ) 前(ウ)の減点数が同じ場合は、「タイムの部」の実測時間（2名の計時審査員の平均値100分の1秒）の早い隊を優位とする。

#### ウ 総合順位

消防ポンプ車の部、可搬式ポンプの部それぞれの平均得点を算出し、対比し、負の方の出場隊に平均得点の差を加算する。

次に、各分団ごとに出場隊の合計得点を出場隊数で除算し、算出された得点によって順位を決定する。

#### (7) 注意事項

ア 操作員が、審査員等と接触し、転倒又は器具の落下等により不具合が生じた場合においても操法を継続するものとする。

なお、審査についても継続し、この場合の審査上の優劣は認めない。

イ 円滑な進行を妨げる行動は審査対象としてとらえる。

ウ 操法員及び操法員関係者は、操法開始前に操法会場に立ち入れない。

#### (8) 失格

以下の場合には、審査官の判断で失格とすることが出来る。

ア 操法実施中、隊員又は機械器具に不測の事態が発生し、操法の続行が不可能と認められた場合。

イ 「青梅市消防団ポンプ操作訓練審査会実施要領」に違反があった場合。

#### (9) その他

審査に対する異議の申し立て及び苦情等については、一切受け付けない。

## 収納係員の収納時期について

### 1 可搬式ポンプ操法

- (1) 可搬式ポンプの吸管収納係員は吸管補助員1人を含め3人とし、3番員のエンジン停止の呼称後、ポンプのエンジンが完全に停止してから吸管収納を開始する。
- (2) 可搬式ポンプの延長ホース収納係員は15人とし、3番員が服装点検にはいってから収納を開始する。

### 2 自動車ポンプ操法

- (1) 自動車ポンプの吸管収納係員は吸管補助員を含め4人以内とし、指揮者の「収め」の合図の後、吸管収納を開始する。
- (2) 自動車ポンプの延長ホース収納係員は30人（1線15人）とし、4番員が服装点検にはいってから収納を開始する。

### 3 その他

- (1) ホース収納の合図は各部担当者が合図をする。
- (2) ホースは、別図のホース収納位置まで移動させ収納する。
- (3) 吸管収納は、水がこぼれて次の操法に影響を及ぼさないよう配慮する。



## 青梅市消防団ポンプ操法訓練審査会における表彰の内容

	総 合 の 部	消 防 ポ ン プ の 部	可 搬 式 ポ ン プ の 部
第 1 位	市長賞状・杯 団長賞状・盾・竿頭綬 訓練所長賞状・杯・盾	市長団長賞状・杯 消防署長賞状・杯 メダル (5 個)	市長団長賞状・杯 消防署長賞状・杯 メダル (4 個)
第 2 位	議長賞状・杯 団長賞状・盾・竿頭綬 訓練所長賞状	市長団長賞状・杯 消防署長賞状	市長団長賞状・杯 消防署長賞状
第 3 位	まとい会長賞状・杯 団長賞状・盾・竿頭綬 訓練所長賞状	市長団長賞状・杯 消防署長賞状	市長団長賞状・杯 消防署長賞状
第 4 位		団長賞状 防火協力会長杯	団長賞状 防火協力会長杯
第 5 位		団長賞状	団長賞状
第 6 位		団長賞状	団長賞状
優良賞		団長賞状	団長賞状

※消防ポンプの部、可搬式ポンプの部ともに 7・8 位を優良賞とする。